

■ 「大学のふるさと」制度と「企業の森」事業に同時参画 ■

和歌山県および田辺市と連携協定を締結

～ 人材育成、研究・実践、森林保全活動を通じて地域活性化に貢献 ～

このたび関西大学は、和歌山県および田辺市と地域活性化に関する連携協定を締結することで合意に達し、下記のとおり調印式を執り行います。本協定は、和歌山県が実施している「大学のふるさと」制度ならびに「企業の森」事業の趣旨に賛同し、田辺市における人材育成、研究・実践、森林保全活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的としたものです。両方の取り組みに参画する大学は、本学が初めてとなります。

「大学のふるさと」制度は、人口減少や少子高齢化の進行により活力が低下している過疎地域において、人材育成における実践的教育や地域貢献活動に対する関心が高い大学が、地域の方々とともに課題の解決に向けた協働活動を行い、継続的に交流する取り組みです。

一方、「企業の森」事業は、植栽されずに放置された森林や手入れの進まない森林を企業・団体が所有者から無償で借り、植栽・下草刈り・間伐・枝打ち等の管理・育林を行う取り組みです。

これまで関西大学では、人間健康学部が主体となって大阪府堺市との地域連携事業「熊野本宮子どもエコツアー」等を、堺市と友好都市提携を締結している田辺市を舞台に実施してきました。また、研究活動においても、化学生命工学部・環境都市工学部等の教員が、田辺市にある「農業法人株式会社きてら」と連携し、県の名産品であるみかんの皮から抽出した有用成分を利用した健康食品や吸着剤等の開発・商品化に着手。加工後の残渣までのすべてを生かす農商工連携の新しい6次産業化を目指しています。

今回の協定締結により、「大学のふるさと」制度ではこれまでの活動を生かし、堺市の子ども・大学生・田辺市民の交流イベントや、自然体験を通じた環境学習キャンプツアー、ボランティア活動等を推進します。「企業の森」事業では、田辺市本宮町の民有林 3.58ha において、授業や連携事業の一環として4月から学生主体で植栽・下草刈り・間伐等の森林保全活動に取り組み、地域に貢献します。

つきましてはご多忙の折恐縮ですが、調印式ならびに本協定締結に伴う本学の取り組みに関しまして、取材のご検討をお願い申し上げます。

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 1月13日(水) 14:50～15:30 |
| 2 場 所 | 和歌山県庁本館3階 知事室 (和歌山市小松原通1-1) |
| 3 出席者 | 仁坂 吉伸 (にさか よしのぶ) 和歌山県知事 真砂 充敏 (まなご みつとし) 田辺市長 楠見 晴重 (くすみ はるしげ) 関西大学学長 ほか |

以上

【添付書類】「大学のふるさと」制度および「企業の森」事業に関する協定書(案)

「大学のふるさと」に関する協定書（案）

関西大学（以下「甲」という。）と田辺市（以下「乙」という。）は、和歌山県（以下「丙」という。）が進める「大学のふるさと」の主旨に賛同し、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が互いの緊密な連携のもとに交流を図ることにより、甲においては人材育成、研究・実践及び社会貢献、乙においては多様な地域課題への適切な対応と地域の活性化に寄与することを目的とする。

（交流事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、交流するものとする。

- （1）地域課題の発見と、地域の持続・振興に資する研究に関すること。
- （2）地域貢献活動の実践による地域文化の向上及び産業の振興に関すること。
- （3）人的資源の交流を通じた人材の育成に関すること。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

なお、丙は、上記の事項について必要な助言を行うとともに、事業の告知広報等について積極的に支援を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲乙丙は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から申出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定の証として、この証書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、

各々その1通を保有するものとする。

平成28年 1月13日

甲 大阪府吹田市山手町三丁目3番35号
関西大学
学 長 楠見 晴重

乙 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
田辺市長 真砂 充敏

立会人
丙 和歌山県知事 仁坂 吉伸

森林保全・管理協定(案)

関西大学（以下「甲」という。）、和歌山県（以下「乙」という。）及び田辺市（以下「丙」という。）は、甲が教育の一環として行う森林の環境保全活動の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、第2条に規定する森林において植林及び育林活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するとともに、地域社会との交流を図ることにより地域の発展に寄与するものとし、乙及び丙は、甲の活動の実施に対し誠意をもって協力するものとする。

（活動の対象とする森林）

第2条 この協定により、甲が植林及び育林活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

| 所在地 | 地目 | 面積 (ha) | 備考 |
|------------------|----|---------|---------|
| 田辺市本宮町高山1313-5地内 | 山林 | 3.58 | 別添図面による |

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から申出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（活動の実施）

第4条 甲は、協定対象森林における森林保全活動を別添の森林保全活動計画に基づき実施するものとする。

（指導及び助言）

第5条 乙及び丙は、甲がこの協定に基づく森林保全活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行うとともに、森林環境保全のため積極的に協力するものとする。

（信義誠実の義務）

第6条 甲、乙及び丙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（その他の事項）

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年1月13日

甲 関西大学

学長

楠見 晴重（署名）

印

乙 和歌山県知事

仁坂 吉伸（署名）

印

丙 田辺市長

真砂 充敏（署名）

印